

永平寺町空き家バンク登録サポート奨励金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、空き家バンクの登録促進を目的とする空き家バンク登録サポート奨励金(以下「奨励金」という。)の交付に関し永平寺町補助金等交付規則(平成18年永平寺町規則第38号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 空き家バンク 永平寺町空き家・空き地情報バンク制度要綱(令和6年永平寺町告示第34号。以下「空き家バンク要綱」という。)第2条第4号に規定する空き家・空き地情報バンクをいう。

(2) 空き家 現に住居の用に供されていない個人住宅で、利活用が可能な状態のものをいう。

(3) 所有者等 空き家バンク要綱第2条第3号に規定する所有者等をいう。

(奨励金の交付対象者)

第3条 奨励金の交付の対象となる者(以下「交付対象者」という。)は、奨励金の交付を申請した日において、次の各号の要件のいずれにも該当する者とする。

(1) 宅地建物取引業法(昭和27年法律第176号)法第2条第3号に掲げる宅地建物取引業者であること。

(2) 地方税法(昭和25年法律第226号)第5条の規定による市町村税等の滞納がないこと。

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団若しくは同条第6号に規定する暴力団員又はこれらの者その他社会的に非難されるべき者と関係を有するものでないこと。

(4) その他町長が特に不相当と認めた者でないこと。

2 奨励金の対象となる空き家は、昭和56年6月1日以降に建築確認を受けた建物で、交付対象者が、所有者等の了解を得て空き家バンクに代理登録をした物件とする。

(奨励金の額等)

第4条 奨励金の額は、登録物件1件につき2万円とする。

(交付申請書)

第5条 奨励金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、空き家バンクに登録を完了した日から3月以内に、永平寺町空き家情報バンク登録サポート奨励金交付申請書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

(1) 誓約書兼同意書(様式第2号)

(2) 市町村税の納税証明書

(3) その他町長が必要と認める書類

2 奨励金の交付は、奨励金の対象となった空き家1件につき1回までとする。

(交付決定及び確定)

第6条 町長は、前条に規定する交付申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当

と認めるときは奨励金の交付決定を行い、永平寺町空き家等情報バンク登録サポート奨励金交付決定(却下)通知書兼確定通知書(様式第3号)により、申請者に通知するものとする。

(交付請求)

第7条 前条の規定による交付の決定を受けた申請者が奨励金の交付を受けようとするときは、永平寺町空き家情報バンク登録サポート奨励金交付請求書(様式第4号)を町長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し及び返還)

第8条 町長は、奨励金の交付を受けた者が次に掲げる要件に該当する場合は、奨励金の交付決定を取り消し、永平寺町空き家情報バンク登録サポート奨励金交付決定取消通知書兼返還命令通知書(様式第5号)により、期限を定めて奨励金の返還を請求することができる。

(1) 自己の都合で空き家バンクに登録を完了した日から2年を経過するまでの間に登録を取り消したとき。

(2) 奨励金の申請に関し、偽りその他不正な行為があったとき。

(3) その他町長が交付決定を取り消すことが適当と認めるとき。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年7月1日から施行する。